

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和5年度事業点検・評価調査

3-14

3-14

| | | | | |
|-----------|--|--|------|-------------------|
| 章 | 第3章 佐渡金銀山の保存管理 | | 取組項目 | 違反広告物の撤去 |
| 節 | | | 事業主体 | 佐渡市建築住宅課 |
| 事業(施策)名 | 14 屋外広告物条例に基づく景観保全 | | 関連団体 | 県都市政策課、佐渡市世界遺産推進課 |
| 事業実施期間 | H28～R6 | | | |
| 事業概要 | <p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反広告物の撤去により景観保全を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反広告物の実態調査を踏まえ、必要に応じ違反広告物の撤去を行う。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反広告物の是正 | | | |
| これまでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反広告物の是正に向け現況を把握するため、実態調査を実施し、違反広告物調書の整備を進めた。 ○ 屋外広告物適正化旬間において、簡易広告物除却を目的に、直営でパトロールを行った。 ○ 経年劣化が見られた広告物に対して、広告主に連絡し対応を依頼した。 ○ 違反広告物の広告主に対し、95件の設置状況調査文書を発送した。 | | | |
| 事業計画と実績 | <p>【R5年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反広告物の是正に向け現況を把握するため、県道沿い及び商店街を重点に四半期ごとに年4回、直営で違反広告物調査を実施する。 ● 国で定める屋外広告物の適正化に向けた意識啓発期間(9月1日～10日)において、簡易広告物除却を目的に直営でパトロールを実施する。 ● 違反広告物調書をもとに、違反広告物設置状況調査を実施する。 <p>【R5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反広告物の実態調査を4回(6月、8月、11月、1月)実施した。 ● 違反広告物の簡易除却パトロール(9/4～5)を実施した。 ● 違反広告物設置状況調査について、42件の文書を発送した。 | | | |
| 課題・今後の取組 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 違反広告物実態調査を市内全域で実施し、撤去等については是正指導を円滑に進める。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実態調査を継続的に行い、違反広告物の広告主に対して設置状況調査文書を発送する。 | | | |
| 事業評価 | <p>【ゴールに対するR5末の達成度】 ◇ 設置状況調査文書は今年度で全ての違反広告物における広告主に発送完了した。ただし、是正完了までには至っていない。今後とも継続的な調査やチラシ配布等の活動を積極的に行う必要がある。</p> <p>[A ・ B ・ C]</p> | | | |

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。